



教育長	次 長	課 長	係

22高教政第1325号

平成22年12月24日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

職員の給与の支給等に関する規則等の一部改正について

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例46号）が平成22年11月30日に公布されたことに伴い、関係規則の改正が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 「職員の給与の支給等に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 公立の特別支援学校に勤務する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.5から1.25に改める。
- (2) 公立の小中学校に勤務する職員で特別支援学級を担当する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.5から1.25に改める。

2 「義務教育等教員特別手当に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 別表第1及び別表第2に規定する、各支給月額を現行の68%程度に縮減する。

3 施行期日

平成23年1月1日から施行する。

4 その他

- (1) 給料の調整額に係る調整数の改定に伴い、施行日前から引き続き給料の調整額が支給される職員に対して調整数1.25を支給する旨の発令を行います。発令通知を給与システムの帳票取出しから出力の上、職員本人へ交付してください。

帳票取出し日は平成23年1月11日（火）を予定しています。

- (2) 改定後の義務教育等教員特別手当の支給額については、「給与の広場」に掲示していますので参考にしてください。（<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>）